

国際教養大学障害学生修学等支援委員会規程

平成 28 年 4 月 1 日
理 事 長 決 定
規 程 第 1 0 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国際教養大学障害学生修学等支援規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、国際教養大学障害学生修学等支援委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において、「障害学生」とは、国際教養大学障害学生修学等支援規程第 2 条に規定する障害学生をいい、「支援障害学生」とは、障害学生のうち、本人が支援を受けることを希望する者をいう。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、障害学生及び支援障害学生の修学等に関し、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学に関する事
- (2) 修学に関する事
- (3) 学生生活に関する事
- (4) 施設・設備の整備に関する事
- (5) 修学の支援に係る予算に関する事
- (6) 学生及び教職員への理解促進、意識啓発に関する事
- (7) その他修学等に関し必要と認める事項

(組織)

第 4 条 委員会は、次の掲げる者をもって組織する。

- (1) 学務部長
- (2) 事務局長
- (3) 学生部長
- (4) 支援障害学生の所属する学部課程または大学院領域の長
- (5) 支援障害学生のアカデミック・アドバイザー
- (6) 保健業務、カウンセラー専門職員
- (7) その他学長が指名する教職員

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は前条第 1 号の委員、副委員長は前条第 2 号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務局入試室及び国際センターと連携協力し、事務局学生課において処理する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。